

◆ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合や疑いのある場合の対応について

【令和3年9月8日現在】

1) 児童生徒が

| | | |
|--|---|--|
| ①新型コロナウイルスに感染した場合 | ⇒ | 池田保健所(☎072-751-2990)にご家族の方が連絡し、指示をお持ちください。池田保健所から指示された自宅等での待機期間を学校に連絡してください。 |
| ②濃厚接触者に認定された場合 | ⇒ | 池田保健所から指示された自宅待機期間を学校に連絡してください。 |
| ③医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合(念のための検査を含む) | ⇒ | 結果が判明するまでの期間が自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。 |
| ④発熱等の風邪症状がある場合(ワクチン接種後の副反応を含む) | ⇒ | 風邪の諸症状が治まるか解熱するまでの期間が自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。*本人がワクチン接種後に発熱した際に、2日内で熱が下がった場合には体調が良ければ登校してもよい。 |
| ⑤発熱はないが、味覚障害や倦怠感等、新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合 | ⇒ | 登校を控え自宅待機とした上で、かかりつけ医等にご相談ください。相談先がない場合は「 新型コロナ受信相談センター 」(☎06-7166-9911)にお問い合わせください。その後、回答内容と状況について学校に連絡してください。 |

※児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。その際には、医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

2) 児童生徒と同居する家族等が

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| ①新型コロナウイルスに感染した場合 | ⇒ | 池田保健所に連絡し、指示をお待ちください。池田保健所から児童生徒に対し濃厚接触者として指示された自宅等での待機期間を、学校に連絡してください。 |
| ②濃厚接触者に認定された場合 | ⇒ | 同居の家族等がPCR検査を受け「陽性」反応であった場合には、上記①と同様となります。「陰性」反応であった場合には、結果が分かった翌日より、児童生徒は登校することが可能です。ただし、2週間の健康観察をしてください。わかり次第学校に連絡してください。 |
| ③医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合(念のための検査を含む) | ⇒ | 家族等の検査結果が判明するまでの期間が、児童生徒の自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。 |
| ④発熱等の風邪症状がある場合(ワクチン接種後の副反応を含む) | ⇒ | 児童生徒の登校を見合わせ、自宅での健康観察をお願いします。また、その旨を学校に連絡してください。かかりつけの医師等の診断等により、上記①②に起因した症状ではないと判明した場合は登校可能です。 |

※児童生徒や同居する家族に、感染者又は濃厚接触者が発生した場合やPCR検査や抗原検査等を受けた場合には、次の内容を学校に連絡してください。

- ・児童等氏名 ・クラス ・PCR検査受験日 ・結果判明日
- ・経緯 ・保健所（医療機関）等からの指示

【連絡先】 平日・・・児童生徒が在籍する学校園
早朝、夜間、休日（学校が留守番電話サービス対応にしている場合）
・・・豊能町役場（TEL072-739-0001）

○ 昼食や休憩時間における感染症予防の徹底について

- ①食事の際、マスクは食事直前に外し、食事直後は速やかにマスクを着用する。
- ②原則、児童・生徒が対面して食事をする形態を避け、会話はしない。
- ③休憩時間は、大人数・大声・至近距離での会話はしない。
- ④休み時間もマスクを外さない。（コロナの変異種の影響を考慮して）
ただし、人と十分な距離を確保し、会話を控える場合は外しても構わない。
登下校時も同様とする。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

～不当な差別や偏見をなくしましょう！～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する心のケアについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、不安やストレスを感じておられる方に大阪府では、相談窓口や対処法などの情報を提供しています。

◎**新型コロナ こころのフリーダイヤル**
0120-017-556
(受付時間：毎日 午前9時30分～午後5時)

○基本的な感染症予防対策の徹底について

- 1) 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケット、マスクの着用
- 2) 自宅で毎朝検温、健康観察 ※体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養
- 3) 登校時の健康チェック ※登校前に検温、学校での確認の徹底
- 4) 30分に1回以上換気

【問合せ先】

豊能町教育委員会こども未来部義務教育課
TEL 072-739-3427 ・ FAX 072-739-3052
E-mail : gimukyoku@town.toyono.osaka.jp